

標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

（１）標準生計費の費目

標準生計費は、次の５つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

（２）費用別、世帯人員別標準生計費の算定

２人～５人世帯については、家計調査における平成 24 年 5 月から平成 25 年 4 月までの費目別平均支出金額（世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、１人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

（参考）費用別、世帯人員別生計費換算乗数

平成 24 年 1 月～12 月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が 1 人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ 4 人世帯の費目別平均支出金額で除して費用別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第17表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,490 円	29,160 円	41,200 円	53,230 円	65,260 円
住居関係費	43,580	45,960	41,400	36,830	32,270
被服・履物費	3,030	3,020	5,250	7,470	9,700
雑費 I	18,740	32,570	41,620	50,660	59,710
雑費 II	10,460	29,540	31,360	33,170	34,990
合計	101,300	140,250	160,830	181,360	201,930

その2 全国

【平成25年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	26,470 円	30,270 円	42,780 円	55,270 円	67,760 円
住居関係費	49,860	52,580	47,360	42,150	36,930
被服・履物費	4,410	4,390	7,630	10,860	14,100
雑費 I	29,140	50,650	64,720	78,780	92,850
雑費 II	10,920	30,830	32,730	34,620	36,510
合計	120,800	168,720	195,220	221,680	248,150

第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.412	0.582	0.752	0.921
住居関係費	0.976	0.879	0.782	0.686
被服・履物費	0.294	0.511	0.728	0.945
雑費 I	0.353	0.452	0.550	0.648
雑費 II	0.433	0.459	0.486	0.512